

科学技術基本政策策定の基本方針（素案）に関する意見

京都大学教授

若杉隆平

4月15日の会議での発言に一部、重複しますが、資料2に関して、以下のように意見を申し述べます。

1. 2ページの第2パラグラフ（第2番目の○）に関しては、グローバル市場におけるイノベーションのスピードに日本が立ち後れている旨を指摘することは重要であるが、「オープン・イノベーション」はそのために一つの手段であるので、ここでの記述を短くし、4ページの第2番目のパラグラフにおいて、オープン・イノベーションの必要性などの詳細を述べるのが望ましいのではないか。
2. 2ページの第3パラグラフの次に、日本における基礎的研究に関しても諸外国に比べて相対的地位が低下していることを指摘することが必要ではないか。
3. 7ページの最後のパラグラフにおける「全国で一に限って」に限定することは多様性と競争を損なうことにならないか。他の部分における表現も同じ。
4. 8ページの第3パラグラフ「昨今の厳しい・・・実施すべき時期にきてる。」を「グリーン・イノベーションの実現には社会システムの変革も求められる。このため、補助金や税制による財政支援のみならず、既存の価格体系を変えることによりイノベーションのインセンティブを与えるなど市場機能を活用した新たなイノベーション促進のための政策も検討し、実施すべき時期にきてる。」としてはどうか。
5. 8ページの最後のパラグラフの「レギュラトリ・サイエンスに関する政策」を「レギュラトリ・サイエンスなどエビデンスに基づいた政策形成」、また「科学的データに基づく規制の策定・改革を図る」を「科学的データに基づく政策を実施する」としてはどうか。また、10ページの第2番目の○に関しても、同様。（レギュラトリ・サイエンスは医薬品の研究開発などの領域で用いられるが、科学的データによる政策の策定、評価システムの全体をカバーする内容にまで高めるのが望ましいのではないか。）
6. 11ページの「場」の構築の部分では、総合科学技術会議としては、自らの役割を鮮明に記述すべきではないか。「イノベーション戦略協議会」に関しては、目的・機能・

他の機関との分担関係などをさらに検討する必要がないか。

7. 14ページ（3）①の第1パラグラフ「このような「ポジティブ規制」について」を「イノベーションのインセンティブを高める新しい社会制度の構築の重要性について」としてはどうか。
8. 19ページの②の第2パラグラフの「・・・大学及び研究開発独法・・・」を「・・・大学、研究開発独法、民間企業・・・」としてはどうか。
9. 20ページの②の第1パラグラフ「・・・仕組みが求められている。」を「仕組みを構築するため、国は必要な施策を講ずる。」とすべきではないか。
10. 27ページのV.2. (1) ③の第4パラグラフ「政策のための科学」を「科学技術やイノベーションに関する政策を対象とする先端的研究」に改めるべきではないか。（「政策のための科学」の意図する内容を説明する必要がないか。その場合、先端的な理論・実証研究が重要ではないか。）
11. ページ29の4. 第1パラグラフ「GDP4%以上を実現する。」は、「GDP4%以上を目標とする。」とすべきではないか。（GDPに関する見通しが明らかでないこと、日本の研究開発投資の4分の3を占める民間の研究開発投資の動向に依存すること等から、不確実性が高く、また、実現する主体や手段が不明であることなども考慮すべきではないか。）